

平成 24 年 4 月 1 日

学生の皆さんへ

本部学生支援課長

学生証等（IC カード一体型）の再交付手数料についてのお知らせ

平成 24 年 4 月 1 日以降、紛失・盗難及びカード破損により学生証等の再交付願を申請する場合は再交付手数料（2,000 円）を徴収することとなりましたので、お知らせいたします。

このことについては、現行の学生証等の規則に「学生証等の再交付については、別に定められた料金を納める」とされており、この度、平成 24 年 3 月 6 日付総長裁定により「学生証等の手数料の額が 2,000 円」と決定し、平成 24 年 4 月 1 日から徴収することとしました。

学生証再交付手続きに関してご不明の点がありましたら、所属する学生担当窓口でお尋ねください。

詳細は下記のとおりです。

記

■ 再交付手数料（2,000 円）を徴収する場合は、以下が対象となりますので、ご確認願います。

- a) 紛失、盗難（盗難届けを提出した場合でも、徴収する。）
- b) カード破損（汚損、毀損）
- c) IC カード不良の場合の条件

◎学生証等の発行後、1ヶ月経過した場合

※4 月（10 月）の 1 ヶ月間を学生証等の動作確認期間とし、同期間外に不具合が確認された場合は、再交付手数料を徴収する。

■ 学生証等の動作確認期間

- 1) 4 月期 4 月 1 日～4 月 30 日迄
- 2) 10 月期 10 月 1 日～10 月 31 日迄

ただし、学生担当窓口に申し出る場合は、この期間内の平日に限る。
(土・日・祝日は除く。) 翌月の申し出はいかなる理由があっても認めない。

■ 動作確認について

同期間に不具合が確認された場合は、再交付手数料を徴収しないこととしますので、学生証等を受領した場合は、上記 1)、2) の期間中に必ず、自動証明書発行機等により学生証等の動作確認をしてください。そして、不具合があった場合は、速やかに所属する学生担当窓口に申し出てください。

以上